

地域ブランド 創出支援事業のご案内



文京区では、イベントやグッズ制作など、文京区の魅力ある地域ブランドを新たに創出する事業を実施する場合に、費用の一部を補助します。

地域活性化につながる地域ブランドを生み出そうとお考えの方は、ぜひご利用ください。

1 補助対象者

- (1) 小売商業者等の地域グループ（商店会を除く。）
- (2) 特定非営利活動法人

2 補助対象事業

補助対象者が新たに実施する地域ブランドを創出する事業

※地域ブランドとは・・・文京区の歴史、文化、産業等の地域資源を活用したイベント、商品等によって、文京区のイメージ向上に寄与するもの

3 支援内容

- (1) 事業の実施に要する経費の一部を補助します。

地域ブランド創出事業に要する経費の3分の2（限度額 300,000 円）

※補助対象経費の詳細については、裏面の表をご覧ください。

4 事前相談

補助金の活用をお考えの方は、事前に文京区経済課までお問い合わせください。
実施予定の事業の内容や申請までの流れについて相談させていただきます。

5 問い合わせ先

文京区区民部経済課産業振興係（文京シビックセンター地下2階）

文京区春日一丁目16番21号

【TEL】03-5803-1173（直通） 【FAX】03-5803-1936

6 地域ブランド創出のポイント

地域ブランド創出事業を行う際には、以下の点にご留意ください。

(1)事業の取組体制は十分ですか？

地域ブランド創出事業を行う際は、事業の取組体制がその事業内容に適したメンバー構成になっている必要があります。十分な広がりをもった地域グループ等の形成が必要です。

※ 企業単体や商店会単体での事業は、対象外となります。

(2)地域ブランドとして新規性がありますか？

文京区の歴史、文化、産業等の地域資源を活用しており、文京区のイメージ向上に寄与するイベントや商品である必要があります。

また、新たに実施するイベント、新たに開発する商品としての新規性が必要になります。

(3)継続して実施することができますか？

本補助金は、創出した地域ブランドが確立し、継続していくことを目的としています。そこで、実施事業を来年度以降も定期的にも実施していくことが必要となります。

補助対象経費の例

(1) 地域資源の魅力の情報発信に要する経費 ・ 広報紙・マップの作成費、ホームページの製作費
(2) イベントの会場設営に要する経費 ・ 材料費、会場借上料、音響設備使用料等
(3) 物品の購入に要する経費 ・ 備品購入費（事業終了後、個人に所有権が帰属することが想定されるものを除く。） ・ 消耗品費（事務用品、記念品等）
(4) 報償費 ・ 謝礼（地域グループ等に所属する者に支払うものは除く。）
(5) 人件費、委託費等 ・ 人件費（地域グループ等に所属する者に支払うものは除く。） ・ 委託費（企画から実施までの全てを委託する場合を除く。） ・ 道路使用許可手数料 ・ 事業系一般ごみ処理手数料又はごみ処理券購入費 ・ 諸経費（郵送料、振込手数料、損害保険料、撮影代、コピー代等）

※【補助対象外経費の例】

- ・ 申請団体に所属する方の人件費
- ・ 飲食代などの会議費

補助対象経費の詳細については、事前に文京区経済課へお問い合わせください。